

# 日本アミノ酸学会 表彰規程

## 第1章 総則

第1条 細則第12条により本規程を設ける。

第2条 本規程による表彰の種類は、日本アミノ酸学会賞、日本アミノ酸学会奨励賞および日本アミノ酸学会功績賞とする。

第3条 本規程の変更は、役員会の決議によるものとする。

## 第2章 日本アミノ酸学会学会賞

第4条 本賞は、日本アミノ酸学会学会賞(英文名: JSAAS Award for Distinguished Investigator)と称する。

第5条 アミノ酸科学において顕著な業績をあげた正会員・顧問・特別会員に授与する。

2 受賞者は原則として各年度1名以内とする。

第6条 本賞は個人を対象とし、受賞年度の4月1日現在で5年以上の会費納入を伴う本学会会員歴を持つものとする。

2 他薦または自薦とする。

3 受賞者は再応募できない。

第7条 授賞対象となる研究成果は、本学会学術大会等で発表された成果、または本学会誌「アミノ酸研究」で公表された内容を含むものとする。

第8条 応募期限までに申請書類一式(申請書、対象研究の概要、履歴書、研究業績リスト、推薦状(自薦の場合は不要)、主要業績論文別刷(コピー可))を本学会事務局に

提出する。書式は本学会 HP からダウンロードしたものを用いる。

第 9 条 日本アミノ酸学会学会賞・奨励賞選考細則によって設置された選考委員会により審査し、最終候補者を選出する。その結果を基に役員会で受賞者を決定する。

第 10 条 受賞者には総会において賞状および副賞を贈呈する。

第 11 条 受賞者は本学会学術大会等において受賞講演を行い、受賞対象成果に関する総説を「アミノ酸研究」に執筆する。

### 第 3 章 日本アミノ酸学会奨励賞

第 12 条 本賞は、日本アミノ酸学会奨励賞(英文名: JSAAS Award for Outstanding Young Investigator)と称する。

第 13 条 アミノ酸および関連分野における優れた研究を推進している本会若手会員に授与する。

2 受賞者は原則として各年度 1 名以内とする。

第 14 条 本賞は個人を対象とし、受賞年度の 4 月 1 日現在で 40 歳以下、あるいは博士の学位取得後 10 年以内であり、2 年以上の会費納入を伴う本学会会員歴、および本学会学術大会で筆頭著者として 1 回以上の発表歴を持つものとする。ただし、ライフイベントのために、研究活動を中断した期間がある場合は、年齢について考慮の対象となる場合がある。

2 他薦または自薦とする。

3 受賞者は再応募できない。

第 15 条 受賞対象となる研究成果は、本学会学術大会等で発表された成果、または本学会誌「アミノ酸研究」で公表された内容を含むものとする。

第 16 条 応募期限までに申請書類一式(申請書、対象研究の概要、履歴書、研究業績リスト、推薦状(自薦の場合は不要)、主要業績論文別刷(コピー可))を本学会事務局に提出する。書式は本学会 HP からダウンロードしたものを用いる。

第 17 条 日本アミノ酸学会学会賞・奨励賞選考細則によって設置された選考委員会により審査し、最終候補者選出する。その結果を基に役員会で受賞者を決定する。

第 18 条 受賞者には総会において賞状および副賞を贈呈する。

第 19 条 受賞者は本学会学術大会等において受賞講演を行い、受賞対象成果に関する総説を「アミノ酸研究」に執筆する。

#### 第 4 章 日本アミノ酸学会功績賞

第 20 条 本賞は、日本アミノ酸学会功績賞(英文名: JSAAS Award for Distinguished Achievement and Contribution)と称する。

第 21 条 長年にわたりアミノ酸科学・技術の発展に尽力し、顕著な功績をあげた個人、グループ、または団体に授与する。

第 22 条 本章の候補者の推薦は正会員・顧問・特別会員による他薦とする。

第 23 条 推薦者は推薦状を本学会事務局に提出する。書式は本学会 HP からダウンロードしたものを用いる。

第 24 条 本学会役員会で審査し、受賞者を決定する。

第 25 条 受賞者には総会において賞状および副賞を贈呈する。

付則

(施行期日)

1 本規程は 2019 年 10 月 5 日に制定し、2020 年 4 月 1 日より施行する。

2 本規程の改正は 2024 年 4 月 1 日より施行する。